

諮問番号：令和2年度諮問第6号

答申番号：令和2年度答申第12号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

生活保護申請書類のうち、資産申告書、収入申告書、扶養義務者届及び家賃・地代証明書は一度提出しており、金融機関等調査において保護の実施機関が収入状況に関し関係先に資料の提供を求めること等に同意する旨を記し署名捺印した書面（以下「同意書」という。）及び通帳の写しは提出しない意思を文書で表明している。また、以前に訪問調査を受けたが、その後、強い精神症状が出て苦しいことを処分庁に伝えている。このような事情があるにもかかわらず、処分庁が4件の保護の申請（以下これらを「本件各申請」という。）を却下した4件の原処分（生活保護申請却下処分。以下これらを「各原処分」という。）は違法又は不当であり、お金がなく生存できないため、保護の開始を求める。

2 処分庁の主張の要旨

請求人は、処分庁からの繰り返しの必要書類の提出及び訪問調査の実施の要請に応じておらず、生活保護法（以下「法」という。）に定める申請の際に必要な書類を作成することのできない特別の事情も認められないことから、処分庁は、法第28条第5項の規定により、本件各申請を却下したものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、処分庁に対し、生活保護申請書類のうち同意書及び通帳の写しは提出しない意思を文書で表明し、また、以前に訪問調査を受けたが、その後、強い精神症状が出て苦しいことを伝えているにもかかわらず、処分庁が本件各申請を却下したことは、違法又は不当であると主張している。

3 法等において、保護の開始を申請する者は、申請書に必要な書類を添付しなければならないとされており、保護の決定、実施等のため必要があるとして保

護の実施機関が求めた報告や立入調査に要保護者が応じないときは、保護の開始の申請を却下することができる」とされている。

- 4 本件において、処分庁は、請求人に対し、資産、収入、健康状況及び生活状況の調査のため、資産申告書、同意書、預貯金通帳の写し等の必要書類（以下「必要書類」という。）の提出及び訪問調査の実施を複数回にわたり求めたが、請求人は、これらに応じなかったことが認められる。そこで、処分庁は、請求人が必要書類の提出及び訪問調査の実施を拒んだため、保護の可否に係る調査を行うことができないとして、法第28条第5項の規定により本件各申請を却下したものであり、これらの一連の経緯は法等に従ったものと認められることから、各原処分は違法又は不当な点は認められない。
- 5 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の開始を申請する者は、特別の事情があるときを除き、要保護者の資産及び収入の状況や、保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項等を記載した申請書に、必要な書類を添付して保護の実施機関に提出しなければならないとされている（法第24条第1項及び第2項）。

そして、保護の実施機関は、保護の決定、実施等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して報告を求め、又は当該職員に当該要保護者の居住の場所に立ち入ることができる」とされており（法第28条第1項）、要保護者が当該報告又は立入調査を拒んだとき等は、保護の申請を却下することができる」とされている（同条第5項）。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、訪問調査や提出資料によっても収入状況等に不明な点が残る場合には、同意書を申請者から提出させるようにすることとされている。そして、保護申請中の者から同意書が提出されないため、関係先調査ができない場合には、同意書を提出しなければ適切な保護の決定が困難となることや、法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、それでもなお同意書の提出を拒む場合には、同条の規定に基づき保護申請を却下することについて検討する必要がある」とされている。

そこで本件についてみると、処分庁が請求人に提出を求めた同意書及び通帳の写しは、いずれも要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類であると認められる。そして、処分庁が複数回にわたってこれらの書類の提出及び訪問調査の実施を求めたにもかかわらず、請求人は理由を明らかにしないまま、その都度これに従わない旨を文書により回答し、書類の提出及び訪問調査の実施を拒んだことから、処分庁は、生活保護の要否に係る調査を行えないとして、同項の規定により本件各申請を却下したものであり、これら各原処分における一連の経緯に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、各原処分にはこれらを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子